
研究ノート

『ポリティカ』第3巻における
「多数者」の政治的資格について

齊藤和也

1. 『ポリティカ』第3巻の諸章の中で、最も重要なのは、第9章から第13章にかけての議論であるが、この部分の議論には繰り返しがあのように見え、すっきりとした筋を見出しにくい。⁽¹⁾しかし、この議論を追っていくと、そこには、アリストテレスが第4巻において「大抵のポリスにとっての最善の国制」という考え方にたどりつくまでにどのような思考経路を経ているのかを知る上で重要な示唆が含まれていることが分かる。本論では、その思考経路の大筋を取り出すことを目的とする。

『ポリティカ』第1巻では、ポリスの本質とその部分である家政が分析され、第2巻では、これまで提出された理想国家論の検討が行われる。国制論が本格的に開始されるのは第3巻からである。第3巻の第9章から13章までの議論を検討する前に、第1章から第8章までの議論の流れを一瞥する。

第3巻第1章では、ポリスの基礎的な構成単位であるポリテース（ポリス市民）について定義が行われ、ポリテースとは審議と裁判に参与する権能を有するものであるとされる。またこの章において国制の種類という概念が登場する。第2章では、アテナイにおけるポリテースの身分規定について述べられる。第3章では、国制の変革に際して生じる問題の検討を通して、ポリスとは何かという問題構成を深化さ

(1) Schuetrumpf(1976, 326)は、第9章から第13章にかけて新旧二つの部分が存在し、12章～13章は古い部分、9章～11章は新しい部分であるとする。Simpson(166)はこれらの繰り返しが編集上のものではなく、議論の展開上生じたものであるとする。本論では、第9章から13章までの議論を多数者の政治関与に関わる論点の深化として解釈することを目指している。

せている。国制が変化した場合、同じポリスなのか、それとも同じポリスではなくなったのかという問題を検討することを通じて、政治行為の主体としてのポリスを国制との相関によって規定するという認識に至る。第4章では、よき人の徳とよきポリテースの徳の異同について論じる。この議論を通じて、ポリテースの身分規定が国制との関連において定義されると共に、その徳についても国制との相関性があることが明らかにされる。第5章では、ポリテースについて論じ残されている点として、役職に参与しないパナウソス（俗業民）やテース（日雇い）がポリテースなのかどうかという論点を取り上げられる。

第6章から、本格的に国制論が展開される。この章では、国制（ポリテイアー）とは、諸々の役職の編成方式（タクシス）であり、とりわけすべての問題に権限を有する役職の編成方式であると規定される。このような権限を有するのは市民団（ポリテウマ）である。これは民主制ではデーモス（民会）であり、寡頭制では少数者である。つまり、国制の違いによって、市民団の編成内容は異なるのである。ここで、国制が市民団であるとされている点に注意しておく必要がある。⁽²⁾ というのは、国制と言うと、往々にして法律と制度の体系と理解されてしまうことが多いが、このような理解では、アリストテレスの国制分析が常に権力の問題を中心として展開していることを見逃してしまいかねないからである。⁽³⁾

次に、アリストテレスは、ポリスの目的について考察を進める。彼は、人間が生来のポリスの動物であることを根拠にして、人々は互いに支援を得られない場合でも、共に生きることを欲するものであるとする一方で、⁽⁴⁾ 「共通の利益（共通に利益となること）」は、個々人が「よく生きること」に関与する限りにおいて、人々を一緒にしているとして、単に生きるためにポリスが存在しているのではないことを強調する。

第7章において、すでに第6章で指摘されたことをまとめる形で国制の基本分類が

-
- (2) Simpson (148) は, *politeia* が *politeuma* (a body of persons) であることに注意を喚起している。
- (3) 「ポリテウマ」という言葉は、制度としての統治機関ではなく、法律や制度を策定し、これらを実効あるものとして機能させていく権力集団を意味している。
- (4) 「もっとも優れた意味では、美しく生きることが、すべての人にとっての共同目的でもあり、また個々人にとっての目的でもあるが、生きること自体のためにも人々は相互に集まり、ポリス的な共同関係を維持する」(*Pol.* III 6, 1278 b 23-25)

示される。まず、国制と市民団とは同じものを意味するとされ、この市民団が数的な観点から三つに分けられ、さらに、それぞれが、共通の利益に目を向けて支配がなされるかどうかを規準にして正しい国制と逸脱した国制に分けられ、結果的に6つの国制が導き出される。

第8章においては、第7章における寡頭制及び民主制の定義が改訂される。第7章では、私利を追求する少数者の支配を寡頭制としたが、富裕者が多数の場合ははたして寡頭制なのか、あるいは私利を追求する多数者の支配が民主制とされたが、少数の貧困者の支配は民主制なのかという問題に対して、ほとんどの場合において、富裕者は少数で貧困者が多数であることから、富裕層による支配が寡頭制で貧困層による支配が民主制であるという内容的な観点による改訂がなされる。

2. 以上のように、第6章から第8章にかけて、理想の国制と現実の国制を包括する国制の概念について検討が行われたあとで、第9章では、寡頭制及び民主制の、国制としての正当性について、ポリス本来の目的という観点から考察が行われる。徳に基づく政治を理想としながらも、現実の国制を視野に入れて、可能な限り理想の実現を目指そうとするアリストテレスの政治思想の原点がここにあると考えられる。

アリストテレスによれば、民主制論者の主張する「正しさ」及び寡頭制論者の主張する「正しさ」のいずれも或る意味においては正しいが、端的な意味においては正しくない。⁽⁵⁾寡頭制論者は、富裕者は財産において他の者に優越している（等しくない）から、すべての面において優越するべきであり、したがって、政治的な権限においても優越するべきである⁽⁵⁾と考える。民主制論者も同様に、自由な生まれの人間は貧困者であっても市民としては富裕者と同等である（等しい）から、すべての面において同等であり、したがって、政治的な権利においても同等であるべきだと考える。しかし、アリストテレスの考えでは、ポリスに対してなすことのできる寄与に応じて、政治的な権限は配分されるべきでなのである。

では、ポリスに対してなすことのできる寄与とは何か。それは、取りも直さず、ポ

(5) *Pol.* III 9, 1280 a 7-11, 22-25.

リスの目的に対する寄与であるが、この点について、アリストテレスは、もしポリスが財産のために存在しているならば、富裕層がポリスの支配に参与するのが正しいことになるだろうが、財産の獲得に象徴されるような「生きる」ことのためにポリスが存在しているのではないとする。⁽⁶⁾もし財産の獲得のために人々が互いにポリスという共同の関係を形成しているのならば、輸出入協定が存在するチュレーノス人とカルケドン人との間にポリスが存在してもおかしくはない。しかし、彼らの間には、輸出入協定のほかに相互不可侵条約や軍事同盟も結ばれているが、両者は、役職を共通にしているわけでもなければ、相手国民の性格の改善のために心配をするわけでもない。ただ単に、自分たちの国が損害を蒙らないように取り決めをしているだけなのである。⁽⁷⁾つまり、アリストテレスによれば、同じポリスをなすためには、経済的關係や相互防衛關係だけでは不十分であり、役職を共通にし、国民の道徳的性格を気づかうことが必要とされるのである。では、ポリスとは、道徳的共同体であるということなのであろうか。

アリストテレスのポリス觀の基本は、ポリスは生きるために生じたが、よく生きるために存在しているというものである。⁽⁸⁾確かに歴史的な事実としては、ポリスは相互の利益を増進するために設立されたが、そのあとでは、市民がよく生きるために存在している。経済的關係や外敵からの防衛は一緒に生きるためには必須であるが、ポリスを存続させているのは、「よく生きる」ための共同の關係である。この章では、この共同の關係がより具体的に描かれている。それは、(1)氏族や村や家が、(3)完全で自足的な生活のために、(3)よく生きることを共にする共同の關係であり、そのために、(4)経済や防衛や婚姻や場所の共同などを必要とし、(5)その共同の關係の中で、共に生きる様々な活動が営まれるのである。⁽⁹⁾

確かに、共に生きる活動にはそれ自体に美しさの断片が含まれてはいるが、そのような美しさを全面的に開花させるには、ポリスという場が必要である。人間たちが共に生きる場面の中で最も美しいものは、ポリスにおける立派な行為であり、それに

(6) *Pol.* III 9, 1280 a 25-36.

(7) *Pol.* III 9, 1280 a 36-80 b 5.

(8) *Pol.* I 2, 1252 b 29-30.

は、戦闘における勇敢な行為やポリスの行く末を慮る思慮の発揮など、いわゆるポリスの徳が関わっている。もちろん、これは民主制や寡頭制においても部分的に存在しているものであり、それらの存在の程度は国々において異なるが、アリストテレスが理想とする国家では、上記のような、ポリスの徳に基づく美しい行為を頂点として、ポリスにおける様々な共同の活動が全面的に開花することになる。

ポリスの目的に関するこのような原則を踏まえて、第9章末尾において、ポリスの共同関係において優れた働きを示す人々、つまりポリスの徳において他に抜きんできた人々が、ポリスに参与するとされる。⁽¹⁰⁾

「ポリスの共同関係は、(単に)共に生きるためではなく、美しき行為を行うために置かれるべきである。したがって、このような共同関係にもっとも寄与する人々は、自由や生まれにおいて(これらの人々に)等しいか、より優れているにしてもポリスに関わる徳においては(これらの人々に)等しくない人々よりも、ポリス(の政治)に参与しているのであり、あるいは富において(これらの人々に)優越していてもポリスに関わる徳において(これらの人々に)劣っている人々よりも、ポリス(の政治)に参与しているのである。」⁽¹¹⁾

第9章の結論は、政治の権限をポリスの徳を持つ人々(有徳者)に与えるのが正しいということであるが、この結論は限定的なものである。つまり、この箇所では、ポリスの徳を持った人々が、排他的にポリスの運営の権限を獲得するべきであるということではなく、ポリスの共同関係の目的に最も寄与する人々が、ポリスの運営に

(9) *Pol.* III 9, 1280 b 33-38, 1280 b 40-81 a 1. 共同的諸活動において働くのは友愛である。友愛は共に生きる現場における人々の人間関係を表現する。*Barker* (120), *Newman* (III, 208-9), *Schuetrumpf* (1991, 487) は、共に生きることをよく生きることから区別し、前者を後者の手段とするが、*Simpson* (163) は、この解釈では、倫理的な友愛がポリスと善き生に不可分であるとの *EN* 1155 a 23 ff. と齟齬をきたすとする。*Schuetrumpf* (1991, 488) は、ここで語られる友愛は、倫理的な友愛ではないとする。1280 b 29 以降の流れを見ると、葬式、フラトリア、犠牲式など共に生きる活動は、経済活動や共同防衛や婚姻などと同じく、ポリスの最高目的に寄与する手段的な位置を与えられている。

(10) したがってポリスからそれに応じた承認を得るのが正しい。

(11) *Pol.* III 9, 1281 a 2-8.

関するより多くの権限を持つべきであるということを確認しているのである。したがって、すべての役職を彼らが独占するべきであるとの言明ではないことに注意しておくべきであろう。つまり、この言明は、自由な生まれの者にも富裕な者にも一定の政治的権限を認める必要があることを言外に述べているものである。

さて、この章において、民主制論者及び寡頭制論者双方の支配の正当性に関する主張を検討して、この双方の限界を指摘しつつ、最も決定的なものとしてポリスの目的を導入するという議論の運びは、何を意味するのであるか。第6章及び7章において、正しい国制と逸脱した国制の分類を導入した際に、共通の利益に目を向けて支配する国制が正しい国制とされ、支配者自身の利益を追求して支配する国制が逸脱した国制とされた。第9章では、よく生きることをポリスの目的としているが、「共通の利益」と「よく生きること」とはどのような関係にあるのだろうか。

F. Wolf は、アリストテレスが徳に基づく権力の配分を主張したとする通説に対して、配分的正義は私的利益の配分として捉えるべきではないとし、また、権力と徳との間に数量的な関係を付けることができないので、権力を配分的正義に基づいて配分することはできないとする。そして、正しい国家は、ポリスの目的である「よく生きること」に合致して、すなわち共通の利益をめざして運営される国家であると解釈する。⁽¹²⁾

確かに、Wolf の言う通り、ポリスにおける配分的正義は私的利益の調整にあるのではないが、⁽¹³⁾第9章において、ポリスの目的が権力を与える基準とされていることから、直ちに、第9章において配分的正義が問題になってはいないと結論することはできない。というのは、第9章では、まず、民主制論者及び寡頭制論者のそれぞれが権力を請求する際の正当性の論拠に誤りがあるとされ、この誤りを正す準拠枠として、他ならぬ「配分的正義」が持ち出されているからである。Wolf は、第9章で配分的正義について論じられていないとする論拠の一つとして、権力と徳との間に配分の数量的な関係が付けられないという点を挙げている。確かに、アリストテレスが、第9

(12) F. Wolf (286, 280-1)

(13) アリストテレスは、政治的共同体を私的・物質的財の保全として理解するすべての理論を拒否している (cf. Simpson (149))。

章の末尾において使っている配分に関わる用語は、「等しい」、「より大きい」、「優越している」という言葉であり、数量的な配分を語っているわけではないが、これらの言葉によって、ポリスへの参与の程度は示されているのであり、徳において優越している程度において権力への参与も認められるべきであるという言い方は、配分的正義を語っていると解するのが穏当である。

だが、こう反論されるかもしれない。確かに、第9章において配分的正義について語られていないと結論することはできないとしても、第9章の議論の中に登場した配分的正義とポリスの目的としての「よく生きること」との関係はどういうことになるのか。これは「共通の利益」と「よく生きること」をどう関係付けるべきかという問題にもつながる⁽¹⁴⁾。また、民主制論者の「正しさ」と寡頭制論者の「正しさ」が「全面的な意味における正しさ」を捉えてはいないが、「或る意味での正しさ」を捉えているというなら、どのような意味においてこれらの正しさを理解すれば良いのであろうか。

第9章の結論は、ポリスの共同関係に寄与する有徳者に、その程度に応じて、権力への参与を認めるというものである。寄与とは或る種の効果を意味する。そして国の統治はその成果を見て判定される。有徳者は、過去においてポリスの政治において一定の業績を残した人であり、その人はその能力を発揮することで今後ポリスに対して共通の利益をもたらすことができると期待されている。それでは、ポリスの目的としての「よく生きること」とは、配分的正義に基づく「共通の利益」を意味するのだろうか。統治者が正義の徳に基づいて、その統治の成果としてポリス市民全員及びポリス全体に「共通の利益」をもたらすということは理解できるが、この「共通の利益」が「よく生きること」なのであろうか。このことについては、正義の徳を持つ人がポリスを正しく統治することにおいて「よく生きている」と解釈することによって理解が可能になると思われる。ポリスに存在する多くの役職がそれにふさわしい人物によって担われ、それなりの効果を出していくとすれば、その統治の行為自体に注目し

(14) 第12章の冒頭部分において、すべての技術や知識が目指すものは善であり、すべての技術や知識を支配する政治術の目指す善は、最大の善としてのポリス的な善であり、そしてこれは正義（ト・ディカイオン）であり、共通の利益であると言われている。cf. Susemihl and Hicks (384)

て、いずれの地位にいる人も「よく生きている」と言うことができるのではないだろうか。そのような地位に就いた人間たちの行為が同時にポリス全体に利益をもたらすと考えれば、「配分的正義」に基づく「共通の利益」と「よく生きること」との関係について整合的な理解が可能になると思われる。つまり、役職の配分自身が配分的正義の対象であると共に、その役職に就くにふさわしい人がその仕事を執行する場合、配分的正義に基づいた国家の運営も行われることになるのである。

以上を要するに、ポリスの最高目的は、ポリス市民が自らの才能に応じた適所を得てポリスの仕事を実行することにおいて立派な活動を行うことにあり、その活動自体に価値があると同時に、その活動の結果、他の市民に利益をもたらすことにもなる。従って、ポリスに関わる配分的正義は、第一義的には、善美なる活動を行うための適所を適材者に与える原理として機能すると解釈するべきである。

アリストテレスは、第6章において、古き良き時代の政治的風土においては、役職に就任することはポリスへの奉仕であり、支配される人々の利益を図ることが役職者の仕事であると考えられていたが、現在では、人々はそのこから得られる利益を当てに役職に就任しているという趣旨のことを述べている⁽¹⁵⁾。確かに、利益を当てに役職に就任することは正しさからの逸脱であるが、それでは、正しい国制における役職の遂行とは、自己犠牲的な仕事なのであろうか。確かに、イソクラテスの弁論に見られるように、必要な費用を私財から提供することもあったようだが、古き良き時代の人々にとって、役職の遂行は自己犠牲を意味するものではなくて、むしろ役職の遂行に基づく評価を獲得する機会として捉えられていたと考えられる。つまり、役職への就任に伴う栄誉(ティーメー)こそが、役職に就任する人々が本来的に得るものであった。つまり、役職の請求とは栄誉の請求なのである。もちろんすべての人々が栄誉を求めて役職を請求するわけではない。純粋に栄誉だけを求める役職の請求は、本来的なあり方であると共に、徳を持つ人々の振る舞い方でもあった。これに対して、民主制や寡頭制においては、役職から得られる自己利益を目的とするのである。

さて、このように、自己利益の追求のための富裕層や民衆の排他的な権力である寡

(15) *Pol.* III 6, 1279 a 8-16.

(16) *Isocrates, Areopagiticus*, 24.

頭制や民主制が正しさから逸脱した国制であるにしても、寡頭制論者や民主制論者の主張する正しさは、どのような意味において、その場所を持つのか。この点については、第9章において論じられることはない。そのため、第9章の結論は、有徳者に排他的に国政の支配権を任せていると解釈されることにもなりかねない。⁽¹⁷⁾

3. 第10章では、ポリスの主権的部分が誰になるのかという問題が考察される。ここでは、第9章末尾で得られた結論と異なることが問題になっている。第9章末尾ではポリスの徳を持つ人々に排他的に政治を任せるべきであると語られているのではなく、他のグループと比べて相対的により多くポリスの徳を持つグループがポリスの統治に関わるべきであると語られていたが、ここでは、それぞれのグループが排他的な主権を持った場合の問題点を明らかにしているのである。

まず、多数者（プレートス）及び富裕者のいずれもが主権者となるには問題があるとする観点は、民主制及び寡頭制の原理を貫徹させた場合の難点なのであって、これはすでに検討済みのことの確認であるとみてよい。多数者が多数の力で富裕者の財産を奪い自分たちで分け合うのは不正である。多数者が少数者の財産を自分たちの間で分け合うなら、彼らはポリスを破壊する。同様に、少数者が法律を通して多数者の財産を奪って自分たちのものにするのも不正である。力に拠る権力という点では、民主制も寡頭制も、僭主制と変わらない。

ここまでの議論は、逸脱した国制としての民主制や寡頭制のやり方では、大きな不正が生じてしまうということを示している。では、有徳者がすべてを支配することが正しいのであろうか。このような選択肢の登場は、前章での議論の継続と見ることができる。前章では、有徳者により多くの国制参与の資格があるというものであった。この考え方を拡大させると、有徳者だけが国制の役職に就任するということになる

(17) Schuettrumpf (1976, 329) は、第9章で有徳者の無条件の権力請求を認めたあとで、第10章 1281 a 28-32 で有徳者が支配権を独占することから帰結する他の人々の無権利状態を指摘することにより、徳が最上の市民権請求資格であることの証明が不十分であったことが明らかにされているとする。しかし、第10章の議論は、一般に主権が排他的に特定の集団に任せられたときに、他の集団との軋轢が生じるということを示している。

が、そうになると、他の人々は、ポリスの役職に就くことに拠るティーメーの賦与がないため、ティーメーを持たぬことになる。つねに同じ人が役職に就くなら他の人々はティーメーを持つことができないのである。では、ひとりの最も優れた人が支配するのがよりよいのか。しかし、これでは、上と比べ、より少数の支配となり、ティーメーのない人がより多数となるだけである。

このように、第10章では、どのグループが主権を排他的に獲得しても、ポリスの存続に関して大きな難点を持つという消極的な議論が展開されていて、これだけでは何ら積極的な内容を取り出すことができないが、その内容は第13章において明示されることになる。

4. 第10章から第11章への移行は、アリストテレスの主権理論において決定的に重要なステップである。両章における「多数者（プレトス）」の意味内容が決定的に変容しているからである。第10章では、それは民主制の主権者である自由人の市民団であり、富裕層を収奪する集団として捉えられていたが、第11章では、徳において少数の有徳者たちを凌ぐ人々と捉えられている。第11章前半の議論は、次のようにまとめられる。

- (1) 多数者はそのひとりひとりが優れた人でなくても、寄り集まれば、有徳者たちより優れるということがあり得る。多数者を一人の人間に喩えるなら、多くの足と手と感覚を持つということになるように、多数者のそれぞれが徳と思慮の部分を持つことが可能だ。⁽¹⁸⁾
- (2) 有徳者たちは、多数の人と比べて、ばらばらに散在しているものどもが一つにまとまっているという点で優れている。⁽¹⁹⁾
- (3) 多数者がすべて優れているわけではないが、或る多数者は優れている。⁽²⁰⁾ 国民の多数者である自由人をどの程度まで国制に参与させるべきか検討するべきである。彼らは、不正や愛欲によって不正を犯したり過ちを犯したりするから、重職に就ける

(18) *Pol.* III 11, 1281 a 42-b 7.

(19) *Pol.* III 11, 1280 b 10-15.

(20) 主に武器自弁の農民層が想定されている。バナウソスやテースは極端な民主制の構成員になる可能性があるので、除外されている。

べきではない。しかし、全く名誉を与えなければ、ポリスは敵意で満たされるので、彼らを審議と裁判に参加させるべきだ。⁽²¹⁾

ここでは、第9章の末尾で示された認識が貫かれている。それは、ポリスの共同関係に寄与する人々に国の統治を任せるべきであるということであった。第11章では、或る種の多数者が集まることによって少数の有徳者を凌ぐ思慮と徳を持つことが可能であると主張される。⁽²²⁾ここで敵意という言葉が治安対策的な意味合いで用いられているように見えるが、ここでは、国制参与の資格があるにもかかわらず、不当に権力から疎外されていることから生じる正義感覚に基づく敵意について語られていると考えられる。この章において、第9章において論及されていなかった民主制論者や寡頭制論者の配分的正義の主張の「或る意味における正しさ」が明らかにされている。ポリス市民が、一団として見られる限りにおいて、ポリスの国政を運営するだけの能力(徳)を持ち合わせており、この点では、多数者が政治的な権限を持つことが配分的正義の観点から認められたのである。但し、アリストテレスは、有徳な多数者であっても重職に就けるわけにはいかないと、その有徳性の程度に或る種の限界を設けている。将軍や財務官などの最重要な役職については多数者ではなく、有徳者が就任し、多数者には役職者の選任権や役職者の執務の審査権を与えることに止めようと考えているのである。

第3巻9章以降で行われているのは、徳を持つ人々の手に国制を任せるべきであるという観点から、誰に国政を任せるべきなのかを考量することである。この点をさらに明らかにするには、第13章の議論を追っていく必要があるが、その前に、第12章の議論を見ておこう。

5. 第12章は、多くの注釈者が扱いに苦慮している章であるが、ここで問題にされていることは、国制への参与の根拠であり、役職が配分される際における正しさである。良い楽器は優れた楽器奏者に与えられるのが正しいように、役職の配分において

(21) *Pol.* III 11, 1280 b 15-31.

(22) Simpson (166) は、第11章では「国制」について議論されていると註釈するが、アリストテレスはこのことを明言していない。

も、その仕事を遂行する能力、つまりポリスの事柄を処理する能力において優れている人が、それに相応しい名誉を受けるべきであるとされる。この箇所については、通説では、配分的正義の内容を述べてはいるが、第9章における議論の繰り返しであるとされている⁽²³⁾。しかし、第9章では、確かに配分的正義の観点から民主制論者及び寡頭制論者の配分的正義論が誤りであることが指摘され、その根拠は自由な生まれや富が政治的権限への参与に対して関連がない(irrelevant)ということにあった。しかし、そこでは、民主制論者や寡頭制論者の主張は、「生まれにおいて等しいからすべての面において等しくあるべきだ」、「財産において等しくないからすべてにおいて等しくあるべきではない」といった主張であった。この主張の含意は、政治的な権限についても、生まれや財産に対応してこれが賦与されるべきであるということである。この章でこの含意が明示的に示されたと考えられる。だが、逆に、このような明示化は、生まれや財産が政治的権限の根拠にならないということを導き、自由人や富裕者に一切の政治的権限を賦与する必要はないという結論に導くように見える。しかし、アリストテレスは、この章の最後において、自由な生まれの人々と富裕な人々にはその資格があるとしている。これは現実において自由人や富裕者が或る種の政治的権限を握っているから認めたということではない。富裕層の財産や自由人の存在は、ポリスを運営する必要条件として財政的及び軍事的にポリスを支える役割を持ち、この限りにおいて彼らにはポリス員としての独自の貢献があり⁽²⁴⁾、それに基づいてポリスが運営されるが、さらにポリスの「立派な」運営に参加するためには、彼らが正義を初めとしたポリスの徳を持つことが必要であると考えられているのである。このように第12章を解釈するならば、第9章以降のアリストテレスの考察の流れを一貫したものとして理解することが可能になる。

第9章では、自由人や富裕層は「或る意味での正しさ」を主張しているとされたが、どのような意味において正しいのかは明言されなかった。第11章において、この点について一定の解明がなされたことは重要である。この解明において、徳を有する人々の中における役職の配分に関するレベルの相違が論じられた。第12章では、そ

(23) 注1を参照。

(24) *Pol.* III 12, 1283 a 14-22.

の解明を受けて、多数者が、富裕者や自由人である限りにおいてはポリス存立に不可欠である一方、一団として徳性を有する限りにおいては、ポリスの国政に参与する資格があることを確認している。このように、第12章は、第11章を受けて、国政に参与する候補として、有徳者と有徳である限りにおける多数者が存在することを明示した章として、第13章のまとめにつながる一つの論点を保持している。その意味では、この章は第3巻の中で一定の位置を占めているとすることができる。

6. 第13章は、第9章からの議論を総括する位置にある。ここでは、まず次のようにこれまでの議論がまとめられている。

- (1) ポリスの存在に関しては、生まれの正しい自由人と財産を所持している富裕者が栄誉（役職に就くこと）の請求を行うことは正しいが、善き生に関しては、教育や徳を持つ人々が栄誉の請求をするのが最も正しい。
- (2) 或る一つの点においてのみ等しい人々がすべての事柄について等しい扱いを受けるべきでもないし、或る一つの点において等しくない人々が、すべての事柄について等しくない扱いを受けるべきでもないのであるから、そのようなことを認める国制はすべて逸脱した国制である。
- (3) すべての人々が或る仕方でも栄誉の請求を行うことは正しいが、全面的に認められるべきものではない。富裕者は土地のより多くの取得が認められ、契約における信頼性も高い。自由人であることと生まれの良さは接近している概念であり、生まれの良い人々はそれぞれの地元で栄誉を持つ。（生まれの良い人々とは、ポリス創建から見てより古い家系の人々であり、その子孫がより多い人々である。）
- (4) ポリス的な正義の徳を持つ人々が栄誉を請求することも正当である。
- (5) さらに、多数者が少数者に対して、より有力で、富裕で、優秀である限りにおいて、栄誉の請求が正当化される。

これまでの議論をこのようにまとめた上で、アリストテレスは、「ひとつの国の中にすべての人々、即ち、善き人々、富裕な人々、生まれの善い人々、その他市民の多数者が存在しているなら、その国において誰が支配するべきか⁽²⁵⁾」について、論争が生

じるとしている。ここでは、まず、徳の原理、富の原理、生まれの原理、力の原理によって、他の人々を支配しようとする考え方には、僭主的な専制支配に行き着くという帰結があるとして、これらの原理を排他的な榮譽（役職）請求の理由とすることを否定し、これらの理由に対しては、多数者による異議申し立てが有力であるとする。つまり、多数者は、一人一人であれば取るに足りないが、一緒になれば徳を有する少数者よりも徳において優れたものになり、また富裕者よりも富において優れたものとなる。しかし、ここでは、多数者が排他的に、あるいは無条件に支配するべきであるという結論には至らない。第9章の結論では、ポリスの目的の観点からこれに寄与する有徳者が国制に参与するべきであるとされたが、ここでは、多数者もまた参与する可能性を持っていることが導かれた。この多数者は、ポリスを形成する自由人としての市民大衆であるが、それがポリスへの寄与という観点で見直されているのである。ここでは、「政治的名譽をめぐって論争をしている人々」⁽²⁶⁾が問題になっており、ポリスにおける良き生に関して有徳者に加えて多数者がそれに寄与できる候補として挙げられているのである。そこで、アリストテレスは、「最も正しい法律を制定しようとする立法家が、上述のことが生じた場合、よりよい人々の利益のために法律を制定すべきなのか、それとも多数者の利益のために制定すべきなのか」⁽²⁷⁾という問題を提起する。これに対して、「正しく」とは「等しく」という意味で理解されるべきであるとして、ポリス全体の利益に対して、すなわちポリス市民の共通の利益に対しては、「等しく正しい対処」が行われるべきであり、それぞれに対して然るべき重みを付けるべきであると述べる⁽²⁸⁾。この段階では、有徳者と多数者からどの程度の寄与がなされるのかは明らかではないが、少なくとも、有徳者と多数者に等しく注意を払うべきであるという結論には達している。第9章では、榮譽（役職）請求に関する有徳者の正当性を認め、富裕者と自由人にはそれほどの重みを付けてはいないが、第13章では、後者について、有徳性を持つ多数者という観点から見て、彼らにも正当性があることを認めているのである。つまり、一貫して、ポリスの目的は良き生であり、この

(25) *Pol.* III 13, 1283 a 42-b 3.

(26) *Pol.* III 13, 1283 b 14.

(27) *Pol.* III 13, 1283 b 36-39.

(28) *Pol.* III 13, 1283 b 40-42.

観点から、栄誉（役職）に関する正当性が探求されているのである。14章以下の王制論についても、同じことが言える。一貫して有徳性の観点から栄誉（役職）に関する正当性を論じているのである。

7. 第14章から17章までは、王制の研究に充てられているが、第14章以下の王制論は、事実上、貴族制の方が王制よりも優れていることを明らかにした議論である。アリストテレスは、(a)最善の人に支配される方が、(b)最善の法律によって支配されるより有益であるかどうかという問題を立てる。⁽²⁹⁾(a)の立場から(b)を批判する論点は、法律は普遍的なことのみに命じて個別的事態に対応することができないというものである。⁽³⁰⁾これに対して、最善の人であっても、判断の際には、理性を用いるのだから、何らかの普遍的な判断を下すしかないのではないか、さらに言えば、情動と一体となった理性よりも情動を伴わない理性である法律の方がよいと法律擁護派は反論する。⁽³¹⁾しかし、王制擁護派は、情動を伴うにしても、個別的事態に対して思案ができるという点では善き人の判断が重要である。⁽³²⁾このように論点を整理した上で、アリストテレスは、支配者自身が立法家としてあらかじめ法律を制定した上で、それに基づいて統治すべきである⁽³³⁾ということを前提にして、法律が判定できないところでは、人間の判断が働かざるを得ないが、この判断を行う主体が、一人の最善の人であるよりも、多数の善き人である方が安全であるという主張を立てる。⁽³⁴⁾この主張の根拠として、一人の人間であれば怒りに駆られて誤った判断を下す可能性は高いが、多数者のすべてが同時に怒りに駆られて判断が狂うことはないという理由を挙げるが、現代からみれば、大衆心理を捉え損なっていると批判されそうである。しかし、アリストテレスがここで念頭に置いているのは、大衆ではなく、貴族制を構成するような優れた道徳的性質を持つ人々である。また、王制においては、そもそも一人の人間が国制のすべて

(29) *Pol.* III 15, 1286 a 7-9.

(30) *Pol.* III 15, 1286 a 9-11.

(31) *Pol.* III 15, 1286 a 16-20.

(32) *Pol.* III 15, 1286 a 20-21.

(33) *Pol.* III 15, 1286 a 21-22.

(34) *Pol.* III 15, 1286 a 25-b 1.

(35) *Pol.* III 15, 1286 a 31-35.

の面について見ることは難しいので、支配の任に当たる人々を任命しなければならない。したがって、この点から見ても、初めから一人ではなく多くの人々が支配するのが正しいということになる。アリストテレスの持論は、他の人々に飛び抜けて優る善き人が存在する場合は、その人間を王として支配の座につけるべきであるが、同様の⁽³⁶⁾人々の間では王制は相応しくなく、順番に支配の座に就くべきであるというものであるが、事実上、アリストテレスの時代においては、このような人物は存在しないのであるから、貴族制こそ、最も望ましい国制であることになる。⁽³⁷⁾

8. 第3巻の議論を総覧してみると、国制とは或る共通の利益に目を向けることにおいて成立し、その共通の利益に目を向ける主体となるのが有徳者であるという信念が基本に流れていることがわかる。だが、現実の国家においては、富を追求することを最上の価値とする人々や、欲望を充足させて自由に暮らすことに最上の価値を求める人々が存在している。そのような現実の国家において、有徳な人々が権力に就く可能性は低いし、彼らが運営する国家において、よく生きるという国家目的を実現する可能性も低い。また彼らが国政を運営するときに、逆に寡頭制や民主制の側から反乱を誘発しかねないという現実の状況の下では、単純に最善の国制論議を展開しても、有効性に乏しいと言わざるを得ない。第3巻第9章から第13章にかけての議論は、事実上、そのような様々な社会階層が存在しているポリスにおいて可能な最善の国制を探求する形になっている。第3巻では、第4巻第1章のように、「絶対的に最善の国制」と「現実の国家において実現可能な最善の国制」を区別して論じてはいないが、事実上、様々な社会階層が同時に存在するポリスにおける最善の国制について考察している。第9章から第13章までの議論は、有徳者による支配という観点を一貫させ

(36) *Pol.* III 15, 1288 a 15-19.

(37) ここで、アリストテレスが王的な人物が現れない歴史的な根拠を挙げていることは興味深い。昔は、ポリスの規模が小さく徳においてひととき優れた人物を見つけるのが希であったが、ポリスが統合されて大きくなると、このような人物が多く存在するようになり、そうなると同様のレベルの人々が王制に我慢していることがなくなり、共通のものをめざす国制が生まれた(1286 b 8-13)。アリストテレスの時代認識に拠れば、ポリスの規模とそこに指導者の資質を持った人物の現れる頻度にしたがって、最善の国制が、王制であったり、貴族制であったりするということになる。

ると同時に、現実のポリスにおける実現可能性の問題を日程に上らせたと見ることができる。この観点から見ると、第4巻第1章を第3巻の議論の限界を乗り越えるための新たな問題構成の構築として位置づけることができよう。

参 考 文 献

テキストは、基本的には、Ross校訂本に依拠している。

Barker, E., *The Politics of Aristotle*, Oxford: Clarendon Press, 1946.

Newman, W. L., *The Politics of Aristotle*. 4 vols. Oxford: Clarendon Press, 1877-92.

Ross, W. D., *Aristotelis Politica*, Oxford: Clarendon Press (OCT), 1957.

Schuetrumpf, E., Probleme der Aristotelischen Verfassungstheorie in Politik, *Hermes*, 104, 1976.

Schuetrumpf, E., *Aristoteles: Politik Book II*. Berlin: Akademie-Verlag, 1991.

Simpson, P. L. P., *Aristotle's Politics: A Philosophical Commentary*, The University of North Carolina Press, 1998.

Susemihl, F. and Hicks, R. D., eds., *Politics of Aristotle*, London, 1894, Macmillan. Reprint of the 1894 ed. Arno Press, 1976, New York.

Wolf, F., Justice et Pouvoir (Aristote, *Politique* III, 9-13), *Hermes*, 33, 1988.